

令和8年度事業計画

I 事業概要

高度な技術力を有する公益財団法人として「建設事業支援」「上下水道支援」「まちづくり支援」「埋蔵文化財調査」の四つの分野の事業に「技術者育成」を加えた五つを柱とし、兵庫県がめざす「躍動する兵庫」の実現に向け、中・長期戦略「Vision2035」を踏まえ、技術者の育成・確保、県・市町のニーズに応える事業展開、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による生産性向上を推進し、県・市町の信頼と期待に応えるため、様々な支援活動を展開する。

また、センター設立30周年の節目を迎えることから、これまでの取り組みや社会基盤整備の重要性を広く発信するため、現場見学会や講演会など各種記念事業を展開する。

1 建設事業支援

トンネル、橋梁等の大規模・特殊工事や水門・防潮堤の津波・高潮対策工事、排水機場・橋梁等の老朽化に伴う改築・更新工事、営繕・機械設備工事の積算・工事監理を行う。

また、市町に対しては、インフラ老朽化対策として、引き続き橋梁点検「地域一括発注」を実施するとともに損傷橋梁の経過観察を行う「ひょうご橋守隊」の活動支援や市町職員による橋梁直営点検への支援を行う。

2 上下水道支援

快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等の取組を支援するため、流域下水道及び流域下水汚泥処理施設の維持管理を行う。

公共下水道及び水道施設の建設・改築、施設の統廃合等の効率化に係る計画、設計、積算、工事監理等を行う。

また、市町の条例等に規定されている下水道排水設備工事責任技術者に関する試験や更新講習等を統一的に行う。

3 まちづくり支援

土地区画整理事業について、これまでの経験と知識・技術を活かし、事業の立ち上げから完了までの調査・計画作成・設計業務を行う。

また、市町が住民と協働で行うまちづくりに対して、アドバイザーやコンサルタントを活用して支援を行う「まちアップ支援事業」を推進するとともに、良好な景観形成の推進を図るため、修景助成事業・専門家派遣事業等を実施する。

4 埋蔵文化財調査

県教育委員会からの受託による発掘調査や出土品整理等の業務に取り組むとともに、市町が実施する埋蔵文化財調査の円滑な運営を支援するため、担当職員を対象とした実務研修の実施や現場監理及び出土品整理業務の受託を行う。

また、現地説明会や調査成果の展示等、埋蔵文化財の公開・活用を図る。

5 技術者育成

県・市町職員の研修に、実務に即した実習・演習を積極的に導入するとともに、受講機会を確保しやすいようICTを活用したハイブリッド研修やオンデマンド研修を効果的に組み合わせ実施する。

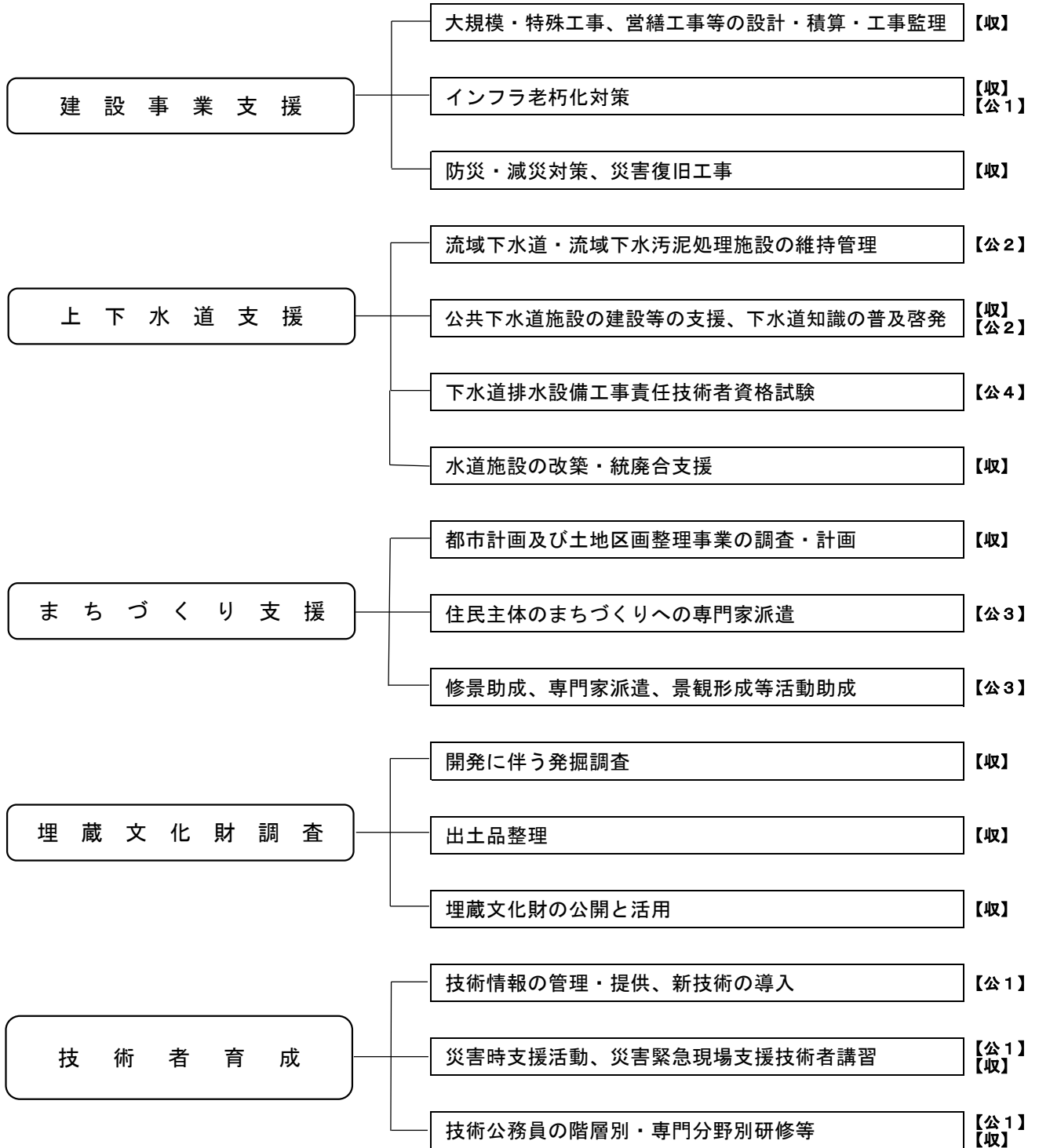
また、研修効果をより高めるため、現場研修やひょうご土木技術マイスターと連携したOJT研修など実務体験型研修等にも取り組む。

以上のような事業計画のもと、令和8年度事業の収支予算に公益目的事業会計176億11百万円、収益事業等会計36億48百万円、法人会計34百万円、合計212億93百万円を計上し、事業推進を図る方針である。

事業体系

高度な技術力を有する公益財団法人として 兵庫の社会基盤整備を総合的に支援する

～ 効率的な社会基盤の整備・管理、開発と文化財保存の調和を実現 ～



公益目的事業会計 社会基盤整備支援事業【公1】

流域下水道維持管理事業【公2】

県民まちづくり活動支援事業【公3】

排水設備責任技術者資格試験等事業【公4】

収益事業等会計

【収】

Ⅱ 事業計画

1 建設事業支援

(1) 大規模・特殊工事、営繕工事等の設計・積算・工事監理【収】

ア 県事業

県が実施する公共工事の設計・積算・工事監理業務等を受託する。

- 積算業務 (主) 豊岡竹野線 (仮称) 桃島トンネル建設工事
(二) 法華山谷川法華山谷橋橋梁架替工事
(二) 倭文川排水機場更新工事
菅生ダム管理設備更新工事 等
- 工事監理業務 浜坂道路Ⅱ期トンネル建設工事
(都) 国道2号線加古川橋上部工工事
(二) 津門川地下貯留管機械・電気設備工事
姫路港海岸大江島排水機場更新工事 等

浜坂道路Ⅱ期トンネル建設工事



加古川橋上部工工事



- 設計その他 牛内ダム分水堰管理設備更新設計支援 等

イ 市町事業

市町が実施する公共工事の設計・積算・工事監理業務等を受託する。

- 積算業務 (仮) 成相川橋橋梁上下部工工事《南あわじ市》等
- 工事監理業務 (都) 神吉中津線 橋梁上部工工事《加古川市》等
- 設計その他 無名橋橋梁補修設計支援《福崎町》等

ウ 公共建築工事の包括支援

県内市町の技術職員不足や老朽化施設の増加に対応するため、技術相談への対応や専門技術者の派遣を行い、市町の技術的課題に応じた支援を提供する。

- 公共建築工事の包括支援業務
日岡山公園 (建築工事) 再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計
及び建設工事《加古川市》

(2) インフラ老朽化対策【収】（イ②ウ②は【公1】）

ア 長寿命化修繕計画策定と老朽化対策工事

県・市町の道路橋長寿命化に向けた取組を支援するため、橋梁長寿命化修繕計画の策定をはじめ、同計画を踏まえた補修工事の設計・積算・工事監理業務を受託する。

また、菅生ダムや大江島排水機場などの老朽化対策工事に係る業務を受託する。

イ 市町橋梁の老朽化対策支援

① 橋梁定期点検（地域一括発注）業務

市町の管理橋梁については、人材・財源・技術力不足等の市町が抱える課題解決を支援するため、橋梁点検車を調達した上で、橋梁定期点検業務を受託する。点検は「地域一括発注」により複数の市町を一括して外注し、センターにおいて、AI等の活用も試行しながら市町間でバラツキのない統一的尺度で診断を行う。

橋梁点検車による点検状況



「ひょうご橋守隊」活動状況



② 「ひょうご橋守隊」による経過観察【公1】

橋梁に関する豊富な現場経験や各種資格を有する県等職員OBを「ひょうご橋守隊」として認定するとともに、特に老朽化の著しい市町橋梁を無償で経過観察する活動を引き続き支援する。

③ 市町橋梁直営点検への支援

市町職員による橋梁直営点検の効率化を目的として、タブレット「らくらく点検システム」を活用した点検支援業務の受託や体験講習会の開催により、市町職員の橋梁に関する知識や技術力の向上を支援する。

ウ インフラメンテナンスの拠点としての支援

① データセンターとしての支援

市町橋梁の諸元、点検結果や補修履歴等を時系列で整理するとともに、舗装・トンネル点検結果を加えた施設台帳「市町道路施設管理データシステム」を管理・運営し、インターネット上でデータを提供することで市町道路施設の維持管理を支援する。

② 先進技術を導入した試行【公1】

橋梁定期点検(地域一括発注)業務における診断作業の効率化を図るため、引き続き、兵庫県立大学と共同して「橋梁点検データのAI判定に関する研究」を推進する。

(3) 防災・減災対策、災害復旧工事【収】

地震、津波、高潮対策について、排水機場の整備(新川・東川統合排水機場)、橋梁耐震対策(国道250号播州大橋 他)等の積算・工事監理業務を受託する。

また、総合的な治水対策については、引原ダム再生事業関連工事の工事監理支援業務を受託するとともに、土砂災害対策については、砂防堰堤の整備((砂)中村川 他)等の積算・工事監理業務を受託する。

表1-1 県・市町等の設計・積算・工事監理業務等の受託計画

(単位: 件)

	県	市町	合計	前年度(当初)
積算	130	15	145	141
工事監理	139	11	150	150
設計その他	10	(36) 50	(36) 60	(40) 58
合計	279	(36) 76	(36) 355	(40) 349

※ () 内数字は橋梁・舗装・トンネル定期点検業務の内数

2 上下水道支援

(1) 流域下水道・流域下水汚泥処理施設の維持管理【公2】

快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等の取組を支援するため、県が管理する流域下水道と流域下水汚泥処理施設の運転管理・保守点検・修繕等の維持管理業務を受託する。

業務の実施にあたっては、民間事業者の創意工夫を活かした包括的民間委託を取り入れるなど、効率的で安定した維持管理を進める。

ア 流域下水道事業に係る維持管理

県は、広域的に下水道整備を行うことが効率的かつ経済的な地域の中で、特に水質保全が必要な水域にある武庫川、加古川、揖保川及び猪名川の4流域において、流域下水道事業を展開している。

当事業を支援するため、武庫川上流・下流、加古川上流・下流、揖保川及び猪名川の6処理区に係る維持管理業務を受託する。

(猪名川は管渠のみ)

- 処理場及びポンプ場等の運転並びに管理
- 幹線管渠の管理

武庫川上流浄化センター



参考1 流域下水道事業の概要（令和6年度末）

流域名	処理区名	関係市町	処理人口 (千人)	処理能力 (千 m^3 /日)	日平均 処理水量 (千 m^3 /日)	前年度 処理水量 (千 m^3 /日)	管渠 延長 (km)
武庫川	上流	神戸市、西宮市、三田市	188.1	100.0	66.7	67.4	16.3
	下流	尼崎市、西宮市、伊丹市 宝塚市	611.9	357.0	262.9	261.1	33.8
加古川	上流	神戸市、西脇市、三木市 小野市、加西市、加東市	246.9	108.0	78.0	78.1	46.3
	下流	加古川市、高砂市 稲美町、播磨町	342.2	159.9	118.2	116.8	22.6
揖保川	揖保川	姫路市、宍粟市 たつの市、太子町	177.7	106.8	81.4	77.7	52.8
猪名川	原田	尼崎市、伊丹市、宝塚市 川西市、猪名川町	341.3	190.8	163.0	164.6	34.1
合計		17市4町	1,908.1	1,022.5	770.2	765.7	205.9

イ 流域下水汚泥処理事業に係る維持管理

県は、阪神・播磨地域の下水汚泥を一括処理・処分する流域下水汚泥処理事業を展開している。

当事業を支援するため、兵庫東・西の流域下水汚泥処理事業に係る維持管理業務を受託する。

- 処理場及び送泥ポンプ場等の運転並びに管理
- 送泥管の管理

兵庫東スラッジセンター



参考 2 流域下水汚泥処理事業の概要（令和6年度末）

名称	関係市町等	処理人口 (千人)	処理能力 (脱水汚泥) (t/日)	日平均処理量 (脱水汚泥) (t/日)	前年度 (脱水汚泥)	送泥管 延長 (km)
兵庫東	兵庫県(武庫川上流、下流) 尼崎市、西宮市、芦屋市	1,467.8	600	326.2	334.7	58.3
兵庫西	兵庫県(揖保川) 姫路市、たつの市、太子町	569.6	490	222.3	221.0	24.5
合計	3流域下水道、5市1町	2,037.4	1,090	548.5	555.7	82.8

(2) 公共下水道施設の建設等の支援、下水道知識の普及啓発【収】

(ウのみ【公2】)

市町が実施する公共下水道の建設・改築や生活排水処理の効率化に係る業務を受託する。

ア 公共下水道事業の建設・改築支援

① 建設支援

公共下水道建設事業の設計・積算・工事監理業務を受託する。

- 設計 浜市地区污水管渠移設詳細設計
《赤穂市》等
- 工事監理 松帆・湊地区污水管渠布設工事
《南あわじ市》等

② 改築支援

公共下水道施設の老朽化対策事業に対応するため、管更生工事や機械・電気設備等の改築工事の設計・積算・工事監理業務を受託する。

- 設計 浜坂他浄化センター機械電気設備改築実施設計《新温泉町》等
- 工事監理 東園田町地内他下水管渠改築工事《尼崎市》等

污水管渠（マンホールトップ制御盤）
(南あわじ市)



イ 生活排水処理の効率化の支援

① 統廃合等の支援

処理場統廃合に係る設計・積算・工事監理業務等を受託する。

- 設 計 八保地区污水管渠詳細設計《上郡町》等
- 工事監理 神崎第一処理区他污水管渠布設工事《神河町》等

② 維持管理の支援

生活排水処理施設の水質検査業務を受託し、共同水質検査として一括発注する。

また、国による水の官民連携(ウォーターPPP)の導入推進を踏まえ、包括的民間委託の経験を活かし、公共下水道における導入検討を支援する。

- 共同水質検査《豊岡市、三田市、赤穂市、太子町、新温泉町、市川町》
- ウォーターPPP導入可能性調査《多可町》

表2-1 建設・改築・生活排水処理の効率化支援の受託計画

	件 数	前年度(当初)
建設支援	1 2	1 6
改築支援	1 0	9
生活排水処理の効率化	2 0	1 6
合 計	4 2	4 1

ウ 下水道知識の普及啓発【公2】

下水道の役割、効果等について広くPRするため、流域下水道の全5箇所の浄化センターにおいて、小学生親子等を対象に施設見学会を開催するほか、令和7年度に加古川下流浄化センターで試行した事前申込不要・現地受付随時の施設開放を継続し、その効果を検証する。

また、小学校における授業の一環としての施設見学や中学生の「トライやるウィーク」の受け入れなどを積極的に実施する。

トライやるウィーク(武庫川下流)



表2-2 令和7年度施設見学会等実施状況

開催場所	施設見学会		トライやる 受入人数
	開催日	参加人数	
武庫川下流浄化センター	7月26日(土)	80人	3人
武庫川上流浄化センター	9月27日(土)	48人	—
加古川下流浄化センター	5月24日(土)	59人	—
加古川上流浄化センター	5月31日(土)	60人	2人
揖保川浄化センター	7月19日(土)	20人	7人
合計		267人	12人

※加古川下流浄化センターにて施設開放(試行)：年3日で延べ86人が参加

(3) 下水道排水設備工事責任技術者資格試験【公4】

市町との協定に基づき、下水道排水設備工事責任技術者の技術水準の維持・向上と市町事務の省力化を図るため、県内統一の責任技術者試験、更新講習及び受験講習を実施する。

更新講習については、申込や修了証交付等の手続きをオンライン化した技術者講習システム「マナブル」を活用して、市町の業務量軽減と受講者の利便性向上を図る。

責任技術者資格試験



(4) 水道施設の改築・統廃合支援【収】

ア 改築・統廃合の支援

水道施設の老朽化対策事業等に対応するため、改築・統廃合に係る計画の策定、管布設替工事や機械・電気設備等の改築工事の設計・積算・工事監理業務を受託する。

また、市町のニーズに応じ重要水管橋の点検業務等を受託する。

- ・ 積 算 松陽地区配水管布設替工事《高砂市》等
- ・ 工 事 監 理 福留平野低区配水幹線布設工事《加古川市》
- ・ 設計その他 松帆浄水場詳細設計《淡路広域水道企業団》等

松帆浄水場（淡路広域水道企業団）



表2-3 計画・設計、積算、工事監理支援の受託計画

	件 数	前年度（当初）
積 算	3	1
工 事 監 理	1	3
設計その他	7	5
合 計	11	9

イ 広域連携等の支援

県では総務省及び厚生労働省から都道府県への要請に基づき策定した「兵庫県水道広域化推進プラン」に基づき広域連携等推進会議地域別協議会を開催し、市町を跨ぐ施設の統廃合や連絡管路等のハード対策と資材の共同購入等のソフト対策による広域連携の推進に取り組んでいる。この協議会に参加し、技術的助言や上水道支援業務のPRを行う。

また、技術職員減少、更新費用増大、収益減少等で厳しい経営環境にさらされている小規模水道事業体への支援として、但馬丹波地域の水道事業体が開催する合同水道研修会への参画を継続する。

3 まちづくり支援

(1) 都市計画及び土地区画整理事業の調査・計画【収】

都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、土地区画整理事業を中心とするまちづくりを支援する。

ア 都市計画及び土地区画整理事業への支援

① 都市計画への支援

都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある健全な市街地を創造していくため、地区計画策定業務や都市再生整備計画策定業務等を市町から受託する。

② 土地区画整理事業への支援

事業の実施に必要な事業計画や実施計画書の作成、土地の権利変換を行う換地設計、換地計画及び換地処分等、各種調査設計や事業管理等土地区画整理事業全般の業務を市町・組合から受託する。

本年度は、姫路市、加古川市、赤穂市、稲美町の3市1町7地区で事業推進を支援する。

加古川市間形地区



表3-1 都市計画及び土地区画整理業務の受託計画

	件数	前年度(当初)
都市計画関連調査	0	0
土地区画整理事業	7	3
合計	7	3

(2) 住民主体のまちづくりへの専門家派遣【公3】

ア まちアップ支援事業

住民と市町が協働で行うまちづくりへの支援については、支援内容の充実を図って以降、市町からの要望や活用件数が増えており、引き続き、専門家のコーディネートや派遣計画を市町ときめ細かく協議調整しながらアドバイザーやコンサルタントの派遣事業を進めるとともに、まちづくりアドバイザーのさらなる充実に取り組んでいく。

イ まちづくり専門家会議

市町職員が参画する専門家会議を開催し、まちづくりの情報共有や専門家との意見交換を直接行うことができる場を提供することにより、市町職員の知識の習得と意欲の向上を支援する。

まちづくり専門家会議



(3) 修景助成、専門家派遣、景観形成等活動助成【公3】

ア 景観形成支援事業

県や市町と協力し、景観形成地区等における建築物修景助成や景観まちづくりの専門家派遣及び住民のまちづくり活動に対する活動費助成の支援を行う。

大火により被災した豊岡市城崎町地区や丹波篠山市山内町地区等については、引き続き復興再建住宅への専門家派遣や修景助成を行い、地域資源である景観の形成を支援する。

- 修景助成事業（歴史的景観形成建築物等修景助成ほか）
- 専門家派遣事業（景観アドバイザー派遣、景観まちづくりコンサルタント派遣）
- 景観形成等活動助成事業（住民活動助成）
- 景観支障建築物等除却・改修助成事業

また、制度の活用促進を図るため、これまでから助成基準の見直しや手引き書作成を行うとともに交付申請書類のデジタル化による手続きの合理化やリーフレット作成等を行ってきた。今後も事務改善などに取り組み、継続して景観形成支援の活用促進に努める。

イ 人材育成

景観アドバイザーバンクの運営を継続し、次世代を担う若手人材の育成と若手専門家の登録を推進していく。

また、修景事例報告会における景観アドバイザーの派遣報告等を通じて、登録専門家と市町担当者で実施事例の共有を図る。

景観形成支援事業 修景助成事業



4 埋蔵文化財調査

(1) 開発に伴う発掘調査【収】

ア 県教育委員会からの受託

国、県等が実施する社会基盤整備事業について、文化財保護と開発との調和を図るため、県教育委員会からの受託により、開発事業により現状保存できない遺跡について、発掘調査を実施する。

表4-1 受託業務

事業者	事業名等	件数	前年度 (当初)
国		—	1件
県	鷹匠団地建替事業 [明石城武家屋敷跡(明石市)]等	5件	8件
NEXCO 市町他	経営体育成基盤整備事業(ほ場整備事業) [ハセノ木遺跡(淡路市)]	3件	1件
合計		8件	10件

イ 市町の支援

開発事業に伴う市町が実施する発掘調査について、市町からの支援要望に柔軟に対応するとともに、市町職員に対する研修等を実施する。



機械掘削



人力掘削

(豊岡市堂ヶ坪遺跡)

(2) 出土品整理【収】

ア 県教育委員会からの受託

県教育委員会からの受託により、出土品の復元、保存処理を行うとともに、調査成果をとりまとめた文化財調査報告書の作成等、出土品整理を実施する。

また、発掘調査・出土品整理作業のデジタル化の技術検証を進め、精度の向上と作業の効率化を図る。

表4-2 受託業務

事業者	事業名等	件数	前年度 (当初)
国	国道175号西脇北バイパス事業 [上戸田遺跡(西脇市)]等	4件	7件
県	阪神間都市計画道路事業(園田西武庫線) [塚口山廻遺跡・池田山古墳(尼崎市)]等	10件	8件
NEXCO 市町他	国道2号第二神明道路建設事業 [玉津田中遺跡(神戸市)]等	3件	3件
合計		17件	18件

イ 市町の支援

多種多様な各市町の支援ニーズに基づき、出土品整理作業の受託や、センターの機器を活用した遺物保存に関する技術支援・研修等を実施する。



保存処理作業(金属器)



3次元モデル作成(画像処理)による
出土品図化のデジタル化

(3) 埋蔵文化財の公開と活用【収】

発掘調査の成果を広く県民に公開するため、現地説明会を開催し、発掘した遺構、出土品の解説を行うとともに、説明会終了後、県立考古博物館等で出土品や写真等を用いた調査成果の速報展示(考古博企画展)や発掘調査速報会を開催する。

また、発掘調査事業への理解と文化財保護への関心を高めるため、県民を対象に発掘現場において、発掘や遺物の洗浄を体験する遺跡発掘体験を開催する。

埋蔵文化財の活用資料として、情報誌「ひょうごの遺跡」を発行する。



現地説明会（朝来市生野代官所関連遺跡）



発掘調査速報会（考古博物館）



発掘体験（加古川市山角廃寺）

5 技術者育成

(1) 技術情報の管理・提供【公1】

ア 積算共同利用システムの運営等

① 積算共同利用システム

積算業務の効率化・コスト縮減を図るため、県・市町等が共同利用する「兵庫県積算共同利用システム」の運営・管理及び積算基準データの作成・提供を行う。なお、令和8年度からは新システム（令和8～12年度）の運用を開始する。

② 社会基盤施設総合管理システム

社会基盤施設の計画的・効率的な維持管理を行うため、県が運営する「社会基盤施設総合管理システム」のデータ更新等を支援する。

③ ひょうごの土木技術活用システム

県内で開発された技術の育成を目的に県が運用する「ひょうごの土木技術活用システム」の運営及び情報提供等を支援する。

イ 技術顧問制度等による技術支援

県・市町からの建設技術、上下水道、まちづくり等に関する相談に対し、センターの有する技術力や情報を活用して適切に助言を行うとともに、必要に応じて7名の学識者からなるセンターの技術顧問に専門的な指導や助言を求め、課題解決に取り組む。

ウ 技術総合相談窓口の運営

市町からの各種相談を一元的に受け付ける技術相談窓口として、AIを活用した「ワンストップ相談窓口」を運営し、円滑な業務遂行を支援する。

エ 技術情報誌の発行等による広報

社会基盤整備事業の紹介や建設技術、上下水道、まちづくり、埋蔵文化財発掘調査等に関する技術情報を提供するセンター広報誌「CON-TECHひょうご」の発行やインスタグラム等により積極的な情報発信を行う。また、県民を対象にしたインフラツアーを県と連携して開催するなど、建設業の魅力と役割を発信する取り組みを推進する。

(2) 新技術の導入【公1】

ア 新技術の導入によるDXの推進

設計支援や工事監理に関連する書籍等を電子化し、生成AIを導入することにより情報検索性を向上させた「工事監理業務支援ツール」や「回答作成補助ツール」に加え、スマートフォンを活用した「新技術路面性状調査」、オンラインで受講手続きを一元化できる「研修管理システム」など、最新のデジタル技術等を活用したDXを推進する。

イ 新技術の調査・研究

インフラを取り巻く諸課題を解決するため、先進事例の調査や、民間企業や大学等と連携した新技術の実証事業等に取り組む。

(3) 災害時支援活動、災害緊急現場支援技術者講習【公1】(ア②のみ【収】)

ア 市町災害復旧支援制度(D-SUPPORT)

大規模災害が発生した際、公共土木施設の災害復旧が困難な市町からの要請に応じてセンター職員を派遣し、被災状況の把握等の初動対応及び災害査定の各段階における支援を行う。

① 緊急災害復旧支援派遣隊(ひょうごE-DASH)の派遣(初動対応支援)

被災状況を把握し、災害調査や初動対応のアドバイス等を行うため、「緊急災害復旧支援派遣隊(ひょうごE-DASH)」を派遣する。

② 災害復旧支援職員の派遣(災害査定支援)【収】

測量・設計業者等の指導や災害査定設計書の作成などの災害査定の準備及び災害査定の支援を行うため、災害復旧支援職員を派遣する。

イ 防災エキスパート活動支援

大規模災害時における公共土木施設の被災状況等の的確な把握や災害復旧に向けた支援を行うため、県等のOB職員がボランティアとして活動する「兵庫県防災エキスパート制度」の事務局として、登録や活動を支援する。

災害復旧支援活動状況(中央市)



防災エキスパート活動状況(中央市)



ウ 災害緊急現場支援技術者講習

災害発生時における災害復旧活動を円滑に進めるため、県内の測量・建設コンサルタント会社に所属する測量士を対象に、災害査定や災害実務に必要な知識、技術に関する講習を実施する。

(4) 技術公務員の階層別・専門分野別研修等【公1】(オのみ【収】)

県・市町職員の研修に、実務に即した実習・演習を積極的に導入するとともに、ICTを活用したハイブリッド研修やオンデマンド研修を効果的に組み合わせ実施する。

また、研修効果をより高めるため、現場研修やひょうご土木技術マイスターと連携したOJT研修など実務体験型研修等にも取り組む

ア 階層別研修の実施

技術公務員の資質向上を図るため、県・市町職員を対象に、それぞれの階層に応じたテーマで研修を実施する。

イ 専門分野別研修の実施

県・市町職員の技術力向上を図るため、社会基盤整備、まちづくりに関する専門知識の習得を目指し、演習・実習科目を積極的に導入することで、より実践的な研修を実施する。

ウ 現場研修の実施

県・市町職員を対象に、新技術や新工法を活用するなど県内の特色ある取組みに関する現場研修を実施する。

エ 技術公務員キャリア活用研修

社会基盤整備に必要な人材の確保・活用に向け、県と連携して、ベテラン土木技術職員が定年退職後も設計書の作成や現場監理等の発注者実務が担えるよう学び直しを促進する「キャリア活用研修」の試行を進める。

オ 市町建設事業担当職員育成制度【収】

市町職員の技術力向上を支援するため、センターにおける積算、工事監理、橋梁老朽化対策などの実務を通じて、市町職員を育成する。

- ・対象職員 建設事業の経験年数が5年程度以上
- ・受入期間 原則2年間

カ ひょうご土木技術マイスター制度

優れた技術力や豊かな経験を有する県土木技術職OB職員を「ひょうご土木技術マイスター」として認定し、市町の要請に応じた「オーダーメイド型研修」や県との共催で実施する「OJT研修」の講師として派遣するなど、マイスター活用に関する調整・支援を積極的に実施する。

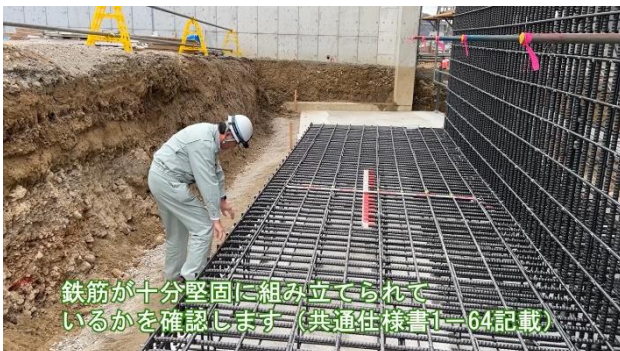


ひょうご土木技術マイスターによる市町職員研修（南あわじ市）

キ 施工解説動画の配信

現場経験が少ない職員向けに施工管理のポイント等をまとめた施工解説動画をホームページで配信している。他府県の技術センター等との連携も行いつつ、引き続き、配信工種の充実等に取り組む。

施工解説動画の配信状況



～配筋検査編～（R6.3公開）



～コンクリート構造物編～（R5.3公開）

【参考】センター設立30周年記念事業

平成8年4月に建設技術センターが設立されて今年でセンター設立30周年を迎えることから、「設立から30年の歩み」と「これからの取り組み」を広く発信することを目的に、センターが取り組む各種支援事業を「伝える、未来へつなぐ、育む」をテーマとして「設立30周年記念事業」を展開する。

施設見学会や体験会・現地説明会など、社会基盤の魅力と役割を発信するイベントを実施する。また、防災や社会基盤整備をテーマとしたシンポジウムの開催や、記念誌・記念動画の作成を行う。合わせて、これらの取り組みを通じて、センター職員がワンチームの意識を一層高め相互連携の推進を図る。

法人の事業について (事業年度：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等	法定 23 事業区分 (認定法別表)該当号	事業区分 (公益認定等ガイドライン)
公 1	社会基盤整備支援事業	17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業	(3) 講座、セミナー、育成 (6) 調査、資料収集 (7) 技術開発、研究開発
公 2	流域下水道維持管理事業	6 公衆衛生の向上を目的とする事業 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業	(4) 体験活動等 (20) 上記(1)～(19)の事業区分に該当しない事業
公 3	県民まちづくり活動支援事業	19 地域社会の健全な発展を目的とする事業	(14) 助成(応募型)
公 4	排水設備責任技術者資格試験等事業	6 公衆衛生の向上を目的とする事業 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業	(2) 資格付与 (3) 講座、セミナー、育成

(2) 収益事業等

事業番号	事業名等	定款上の根拠
収 1	地方公共団体等からの受託事業	第 4 条第 1 項第 3 号、第 9 号及び第 1 1 号

2. 公益目的事業の種類及び内容

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率	実施事業
公1	社会基盤整備 支援事業	2.2%	<p>(1) 調査研究事業 〔・大学との共同研究〕</p> <p>(2) 情報収集・提供事業 〔・「兵庫県積算共同利用システム」の運営 ・「ひょうごの土木技術活用システム」の受付・登録・データベース運営 ・「社会基盤施設総合管理システム」の維持管理 ・「ワンストップ相談窓口」の運営 ・技術関連図書や広報誌の発行〕</p> <p>(3) 研修事業 〔・階層別技術研修 ・専門分野別技術研修〕</p> <p>(4) 防災事業 〔・防災エキスパート事業 ・「ひょうご橋守隊」活動支援事業 ・災害緊急現場支援技術者講習 ・緊急災害復旧支援派遣隊(ひょうご E-DASH) 事業〕</p>
公2	流域下水道維持 管理事業	97.4%	<p>(1) 下水道啓発事業 〔・施設見学会の開催 ・「トライやる・ウィーク」参加生徒の受け入れ〕</p> <p>(2) 流域下水道及び下水汚泥処理施設維持管理事業</p>
公3	県民まちづくり 活動支援事業	0.3%	<p>(1) まちづくり支援事業 〔・まちアップ支援事業 ・まちづくりの専門家派遣事業〕</p> <p>(2) 景観形成支援事業 〔・修景助成事業 ・景観形成等活動助成事業〕</p>
公4	排水設備責任技 術者資格試験等 事業	0.1%	<p>(1) 資格試験事業</p> <p>(2) 資格者の登録事業</p> <p>(3) 資格更新講習等の開催事業</p>

3. 事業の公益性(公益目的事業のチェックポイント該当性)

事業 番号	事業の内容	事業区分及び事業区分ごとのチェックポイント (公益認定法ガイドライン)	該当性 チェック
公1	社会基盤整備 支援事業 (1)調査研究事業 (2)情報収集・提供事業 (3)研修事業 (4)防災事業	(3)講座、セミナー、育成 ① 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	☑
		(6)調査、資料収集 ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。	☑
		(7)技術開発、研究開発 ① 当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ② 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 ③ 当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。 ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。	☑

事業 番号	事業の内容	事業区分及び事業区分ごとのチェックポイント (公益認定法ガイドライン)	該当性 チェック
公4	排水設備責任 技術者資格試験等事業 (1)資格試験事業 (2)資格者の登録事業 (3)資格更新講習等の開催事業	(2)資格付与 ① 当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ② 当該資格付与の基準を公開しているか。 ③ 当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 ④ 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除) ⑤ 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。	☑
		(3)講座、セミナー、育成 ① 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	☑

4. 収益事業

事業 番号	事業の内容	実施事業	定款上の根拠
収 1	地方公共団体等 からの受託事業	(1) 積算・工事監理及びその他支援事業 ・積算・工事監理 ・その他支援(設計支援、舗装点検、 橋梁点検、トンネル点検、橋梁長寿 命化計画作成 ほか)	第4条第1項第3号
		(2) 土地区画整理事業 ・現況調査、換地設計、仮換地指定、 換地計画書作成 ほか	
		(3) 共同水質分析事業 ・市町が管理する生活排水処理施設の 水質検査	第4条第1項第9号
		(4) 埋蔵文化財調査事業 ・埋蔵文化財発掘調査 ・出土品整理	第4条第1項第11号